ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額 (1)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (2)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (3)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (4)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額 (7)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額	ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額 (1)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (2)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (3)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (4)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額 (7)　支給費用算定期間における第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。